

平成二十六年四月二十五日受領
答弁第一二二八号

内閣衆質一八六第一二八号

平成二十六年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」の効果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出「北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」の効果に関する質問に対する答弁書一について

二千七年九月二十六日及び二十七日に水産物の密漁・密輸出対策に関する日露関係省庁会議を実施したところであるが、外交上の個別のやり取りについて明らかにすることは、相手国との関係もあり差し控えたい。

二及び四について

政府としては、北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止に関する事項について、ロシア連邦政府との間で必要な意思疎通を行ってきた。

三及び五について

ロシア連邦は、北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のため、周辺国との間で、北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定（以下「協定」という。）と類似の二国間の国際約束

を締結する等の対応をとってきていると承知しており、我が国の近隣諸国においても、ロシア連邦との関係で我が国と類似の措置が講じられることとなると認識している。協定及びこのような措置の実施により、北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止が図られ、我が国とロシア連邦との間の生物資源の貿易が安定的かつ長期的な基礎の上に一層発展し、及び拡大することとなると期待している。